

第4編 復旧・復興計画

第1章 被災者の生活再建計画

大規模災害が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、人心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、町は、県をはじめとする防災関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第1節 被災者の生活確保

○本編第4編第1章第1節「被災者の生活確保」

第1項 生活相談

○本編第4編第1章第1節第1項「生活相談」

第2項 職業斡旋・雇用保険の給付対策等

○本編第4編第1章第1節第2項「職業斡旋・雇用保険の給付対策等」

第3項 町税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免

○本編第4編第1章第1節第3項「町税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免」

第4項 国民健康保険税の徴収の猶予及び減免

○本編第4編第1章第1節第4項「国民健康保険税の徴収の猶予及び減免」

第5項 住宅の建設

○本編第4編第1章第1節第5項4（1）「独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん」

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失または損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

町及び県は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、罹災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

（以下、○本編第4編第1章第1節第5項4（1）イ「災害予防関連融資」以降に定めるとおりとする。）

第6項 生活資金の確保

○本編第4編第1章第1節第6項「生活資金の確保」

第7項 災害弔慰金等の支給

○本編第4編第1章第1節第7項「災害弔慰金等の支給」

第8項 災害罹災者に対する援護措置

○本編第4編第1章第1節第8項「災害罹災者に対する援護措置」

第9項 被災者生活の再建支援

○本編第4編第1章第1節第9項「被災者生活の再建支援」

第10項 罹災証明書の交付

○本編第4編第1章第1節第10項「罹災証明書の交付」

第11項 被災者台帳

○本編第4編第1章第1節第11項「被災者台帳」

第12項 その他の生活支援

○本編第4編第1章第1節第12項「その他の生活支援」

第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

○本編第4編第1章第2節「義援金及び見舞品の受入れ・配分」

第1項 義援金品の受付

○本編第4編第1章第2節第1項「義援金品の受付」

第2項 義援金品の保管

○本編第4編第1章第2節第2項「義援金品の保管」

第3項 義援金品の配分及び輸送

○本編第4編第1章第2節第3項「義援金品の配分及び輸送」

第3節 生活必需品、復旧資材等の供給

○本編第4編第1章第3節「生活必需品、復旧資材等の供給」

第2章 公共施設の災害復旧・復興計画

道路、河川、農業用施設、学校、社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施のうえ、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

第1節 公共施設災害復旧の基本方針

○本編第4編第2章第1節「公共施設災害復旧の基本方針」

第2節 災害復旧事業の推進

○本編第4編第2章第2節「災害復旧事業の推進」

第1項 災害復旧事業の種別

○本編第4編第2章第2節第1項「災害復旧事業の種別」

第2項 災害査定の早期実施

○本編第4編第2章第2節第2項「災害査定の早期実施」

第3項 災害復旧事業計画

○本編第4編第2章第2節第3項「災害復旧事業計画」

第4項 技術職員の確保

○本編第4編第2章第2節第4項「技術職員の確保」

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

○本編第4編第2章第2節第5項「災害復旧事業に係る資金の確保」

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

○本編第4編第2章第2節第6項「激甚法に基づく激甚災害の指定促進」

第3節 計画的な復興

○本編第4編第2章第3節「計画的な復興」

第1項 復興計画の策定

○本編第4編第2章第3節第1項「復興計画の策定」

第2項 復興計画の推進

○本編第4編第2章第3節第2項「復興計画の推進」

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

大規模地震災害の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を受けることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図るうえで重要なものとなることから、町は、県及び関係機関と協力して必要な措置を講じる。

第1節 被災中小企業者の援助措置

○本編第4編第3章第1節「被災中小企業者の援助措置」

第1項 町の措置

○本編第4編第3章第1節第1項「町の措置」

第2項 県の措置

○本編第4編第3章第1節第2項「県の措置」

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

○本編第4編第3章第2節「被災農林漁業関係者の援助措置」

第1項 町の措置

○本編第4編第3章第2節第1項「町の措置」

第2項 県の措置

○本編第4編第3章第2節第2項「県の措置」

第4章 金融計画

大規模地震等の災害の発生は、地域産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地の早期の復旧・復興に当たっては、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

第1節 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

○本編第4編第4章第1節「銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節」

第2節 非常金融措置

○本編第4編第4章第2節「非常金融措置」